

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県太田市新田反町町 1 3 1 番地

氏 名 東金属 株式会社  
代表取締役 宮下 徹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事

大野 元裕



許可の年月日 平成 28 年 9 月 30 日

許可の有効年月日 令和 3 年 3 月 28 日

1. 事業の範囲

中間処理

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上 8 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県羽生市大字下川崎字下 2 0 6 番 8、2 0 8 番 2、2 5 2 番  
以上 3 筆（面積 1 1, 8 7 1. 9 5 m<sup>2</sup>）。

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成13年 3月29日	指令廃指第1111号	新規許可
平成21年11月18日	指令産廃第935号	変更許可（5種類の追加及び処理能力の増大）
平成28年 9月30日	指令東環第105-10号	更新許可
令和元年10月31日	—	変更届（事業場の合筆、事業場面積の訂正）
令和 2年 6月 8日	—	変更届(代表者)

5. 規則第 1 0 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無

無

2020年7月6日付

ホームページ掲載版

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	247.21t/日 (10時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成21年11月18日 平成21年11月18日 5-90
	376.19t/日 (10時間)	紙くず 以上1種類	
	247.21t/日 (10時間)	木くず 以上1種類	
	204.22t/日 (10時間)	繊維くず 以上1種類	
	376.19t/日 (10時間)	ゴムくず 以上1種類	
	752.38t/日 (10時間)	金属くず 以上1種類	
	956.59t/日 (10時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
	881.35t/日 (10時間)	がれき類 以上1種類	
	644.89t/日 (10時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上3種類	

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	1,340.4m <sup>2</sup>	3.0m(屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	3.0m <sup>2</sup>	1.2m(屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	6.0m <sup>2</sup>	1.2m(屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	3.0m <sup>2</sup>	1.2m(屋外)

(以下余白)

2020年7月6日付  
ホームページ掲載版